

江戸川区議会の委員会に出席する管理職（土木部、都市開発部、総務部）に対する  
業務過怠の実態について是正を求める陳情

（総務委員会付託）

受理番号 第 202 号

受理年月日 平成 26 年 6 月 17 日

付託年月日 平成 26 年 6 月 24 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 現在、数々の不法行為を含む、地方自治法に反する行政行為に対して、  
区民の権利を著しく損ない、また、侵害している事実について、各部長や課長に直  
接区民の声を届けるために、面談等を申し立てますが、多忙であるという理由で一  
向に実現されず、何の権限もないという一般職員（主査）や係長にすべての対応を  
押し付けて取り合いません。はたして、役所の管理職とは、なにゆえそれほど忙し  
いのでしょうか。

また、議会中はさらに忙しくなり、食事をしたり、喫煙をしたりする時間はあつ  
ても、10分の時間も割くことはできないと言う。とすると、議会中は、議会に関  
する業務だけを行っていけばよいのか。あるいはそのような規則や条例は存在しな  
いが、特別に議会から相当量の業務を管理職だけに与えて、一切他の業務はする必  
要がないと議会側で職員に通達しているのか。

いずれにしても、何の権限もない職員に一切を投げて、区民の声に耳を傾けよう  
としない姿勢は理解できません。地方自治法にも反する行為であるし、電話をかけ  
ても連絡もしてこないような行為は許されることなのでしょうか。

公務員は、奉仕者であると憲法の原則もあります。一般職員は、現場で権限がな  
いため回答できない。あるいは無責任な発言はできないとしながら、上司には会わ  
せられないと強く言う。このようなことは、本来許されることではないはずです。  
また、なにゆえこのような役所内で不当な縦社会が存在しているのか、わかりませ  
ん。法令違反や不適切な業務が行われている実態から目を背けることは管理職とし  
ての職務を放棄した、嘆かわしい事態としか言いようがありません。

よって、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 管理職であることで、多忙を理由に区民の声に耳を傾けることを怠らないこと。  
（一切時間を作らないというのは、業務怠慢である。）
- 2 管理職とはいえ職員であることに変わりはないのであるから、憲法あるいは地  
方自治法に基づいて区民のための奉仕者であることを理解いただくこと。
- 3 何の権限もないという職員に業務を押し付けて、責任回避しないこと。